

## 実務の現場から

### 電子公告調査機関として

会社の公告方法に「電子公告」が導入されてまもなく1年が経とうとしている。「電子公告」とは、インターネットのホームページに掲載する公告方法である。従来の紙媒体の官報や日刊新聞紙であれば、一度公告を掲載すれば、その日の紙面等が物理的に存在し、公告があったという事実を証明することは容易である。しかし、電子公告の場合は、ある一定期間継続してホームページ上に掲載する必要があるが、その期間継続して公告した事実を証明するものは何も残らない。そのため、適法な電子公告があったことを第三者が調査し証明する仕組みが必要となり「電子公告調査機関」制度が創設された。

私は司法書士業務の中で、会社の行う公告の重要性を認識し、この調査機関制度に強い関心を持っていた。そこで、この調査機関として起業することを決意し、晴れて本年6月10日に法務大臣の登録を受けることができた。

調査機関の主な仕事は6時間に1回以上の頻度で、公告情報をインターネットから取得して公告元情報と比較しその同一性を判定することであ

る。また、「法務省電子公告システム」への報告義務がある。このホームページでは、現在電子公告を実施している会社を検索することができる。

掲載情報は、各調査依頼会社が自ら決定するが、公告根拠条文や公告期間の誤りが散見される。司法書士の職業病のせいか、公告の根拠条文や掲載期間、公告文等がつい気になってしまう。調査機関自体は、会社からの依頼に基づき、掲載された公告をチェックすれば、内容等については免責される。しかし、この制度を普及させるためには、調査機関としてただ単に公告情報の一致をシステムが判定するのではなく、法務省電子公告システムで公開される情報のチェック、公告文のチェックなども行う必要があると感じる。特に公告期間の誤りは、公告そのものの有効性を覆しかねない重要な要素である。適切な電子公告を実施していくためには法的なミスは許されない。改めて身が引き締まる思いである。

これから徐々に普及していくであろう「電子公告制度」に微力ながら貢献できるよう努めていきたい。

(司法書士 土井万二)



### 編集後記

先日アメリカの登記制度についてのお話を聞きました。日本のように不動産ごとの登記簿は存在せず、人名を頼りに検索するそうです。一般の方には難しく、「タイトルカンパニー」(権限調査会社)が活躍しているとか。インターネットで全世界の不動産を手元のパソコンから登記できるようにするとしたら、各国の登記制度を統一する必要がありそうです。聞いたのが平和な世界がその前提条件です。世界タイトルマッチは廃止でしょう。(仁)

選挙権を取得して以来、あらゆる選挙の投票行動をだれにも明かしたことがありません。両親の政治的傾向が異なる我が家では、「秘密選挙」は当然の事なのですが、出口調査というものがあるのは珍らしいのかもしれない。候補者事務所のお問い合わせで、「もう投票先はお決まりましたか?」と聞かれることも多くなり、その度にそのデリカシーのなさにつかりしなげに残念です。(香)

## 月刊 登記情報

第45巻11号(通巻528号)平成17年11月1日発行(毎月1日発行)

■編集人/高橋 仁 h.takahashi@kinzai.or.jp ■発行人/倉田 勲 ■発行所/社団法人金融財政事情研究会◎  
廣見香枝 k.hiromi@kinzai.or.jp

■編集/登記情報編集室 Tel.03-3355-1713(直) Fax.03-3355-3763 touki@kinzai.or.jp  
■住所/東京都新宿区荒木町2-3 〒160-0007

■販売/株式会社きんざい ■本社 東京都新宿区南元町19 〒160-8520  
申込先 Tel.03-3358-0019(直) Web http://www.kinzai.or.jp/  
■大阪支社 大阪市中央区淡路町3-3-7 興和淡心ビル 〒541-0047 Tel.06-6222-5291  
■名古屋支社 名古屋市中区錦1-17-13 名興ビル 〒460-0003 Tel.052-211-1661  
■福岡支社 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル 〒810-0001 Tel.092-761-1511

■印刷所/文唱堂印刷株式会社 Printed in Japan